

下記のとおり、一般競争入札を行うので、札幌市契約規則（平成 4 年規則第 9 号）第 4 条の規定に基づいて告示します。

令和 7 年 1 月 23 日

札幌市長 秋元 克広

記

1 契約担当部局

〒060-8611 札幌市中央区北 1 条西 2 丁目

札幌市財政局管財部契約管理課調整係（電話 011-211-2152）

メールアドレス : ekimukeiyaku@city.sapporo.jp

2 入札に付する事項

(1) 役務の名称

ア 発寒清掃工場エレベーター保守業務

イ 白石清掃工場エレベーター保守業務

ウ 円山動物園エレベーター保守業務（日立製作所製）

エ 円山動物園エレベーター保守業務（三菱電機製）

オ 円山動物園自動ドア保守業務（ナブコシステム製）

カ 円山動物園自動ドア保守業務（フルテック製）

(2) 調達案件の仕様及び履行場所等

入札説明書による。

(3) 履行期間

上記(1)に掲げる案件について、それぞれ令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで（12 か月）とする。

(4) 入札方法

上記(1)に掲げる案件ごとにそれぞれ総価で行う。なお、落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の 10% に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

3 入札参加資格

(1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。

(2) 令和 4 ~ 7 年度札幌市競争入札参加資格者名簿（物品・役務）において、業種が「建物設備等保守管理業」に登録されている者であること。

(3) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）による更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）による再生手続開始の申立てがなされている者（手続開始の決定後の者は除く。）等経営状態が著しく不健全な者でないこと。

(4) 事業協同組合等の組合がこの入札に参加する場合は、当該組合等の構成員が、構成員単独での入札参加を希望していないこと。

(5) 札幌市競争入札参加停止等措置要領（平成 14 年 4 月 26 日財政局理事決裁）の規定に基づく参加

停止の措置を受けている期間中でないこと。

- (6) 対象案件ごとに、同社製のエレベーター又は自動ドアの保守業務を履行した実績（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修の建築保全業務共通仕様書に準拠した仕様又は同等程度の仕様による業務を令和4年4月1日以降に完了したものに限る）を有すること。
- (7) 事業協同組合等の組合がこの入札に参加する場合であって、中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）等の規定に基づき設立された組合又はその連合会で、かつ、経済産業局長が行う官公需適格組合の証明を有するときは、上記の入札参加資格のうち(6)に掲げる要件については、当該組合又は組合員のいずれかとすることができます。

4 入札に要求される事項

(1) 入札書及び関係書類の提出

この一般競争入札に参加を希望する者（以下「入札参加者」という。）は、入札書及び上記3の入札参加資格の審査に必要な書類（以下「審査書類」という。）を下記(3)に掲げる提出期限までに、持参又は送付により提出しなければならない。

また、入札参加者は、落札決定までの間において、これらの提出書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

なお、審査書類の詳細については入札説明書において示す。

(2) 審査書類及び入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先上記1に同じ。

また、契約条項及び入札説明書は、この告示の日から参加申請受付期間終了までの毎日（札幌市の休日を定める条例（平成2年条例第23号）に規定する休日（以下「休日」という。）を除く）、9時00分から17時00分まで、上記1の場所で交付するほか、上記2(1)に掲げる案件ごと、下記URLのホームページからダウンロードできる。

<https://www.city.sapporo.jp/zaisei/keiyaku-kanri/anken/ekimu-syuyaku/r6-kouki/setsubihosyu.html>

(3) 審査書類及び入札書の提出期限

ア 審査書類 令和7年2月25日（火）16時00分（送付の場合は必着のこと。）

イ 入札書 令和7年3月12日（水）16時00分（　　〃　　）

※ 審査書類の審査の結果、上記3に掲げる入札参加資格が「無」の場合のみ、令和7年3月3日（月）までに該当者に通知する（有の場合は通知しない）。

※ 本審査書類の提出がない場合には、入札書等が提出されても無効とする。

(4) 開札の日時及び場所

上記2(1)に掲げる案件ごとに、それぞれ次のとおりとする。

ア 令和7年3月13日（木）10時00分

イ 令和7年3月13日（木）10時05分

ウ 令和7年3月13日（木）10時10分

エ 令和7年3月13日（木）10時15分

オ 令和7年3月13日（木）10時20分

カ 令和7年3月13日（木）10時25分

開札場所はいずれも札幌市役所本庁舎14階入札室（札幌市中央区北1条西2丁目）とする。

5 入札手続等

(1) 入札保証金

免除する。

(2) 契約保証金

契約を締結しようとする者は、契約金額の 100 分の 10 に相当する額以上の契約保証金又はこれに代える担保を、落札決定後、契約保証金の納付に係る通知（納入通知書到達）の日の翌日から起算して 5 日後（5 日後が札幌市の休日を定める条例（平成 2 年条例第 23 号）に定める休日（以下「休日」という。）の場合は翌開庁日）までに、納付又は提供しなければならない。

なお、指定期日までに納付がなかった場合には、落札決定を取り消すとともに、札幌市競争入札参加停止等措置要領の規定に基づく参加停止の措置を行う。

ただし、札幌市契約規則第 25 条各号の一に該当するときは、契約保証金を免除することがある。

(3) 入札の無効

次に掲げる入札は、無効とする。

ア 本告示に示した入札参加資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した者のした入札
その他札幌市契約規則第 11 条各号及び札幌市競争入札参加者心得（平成 15 年 9 月 10 日管財部長
決裁）第 8 号各号の一に該当する入札は無効とする。

イ 上記 4(3)の提出期限以後、落札者の決定までの間に上記 3 の入札参加資格を満たさなくなった者
がした入札

ウ 提出書類に虚偽の記載をした者がした入札

(4) 契約書作成の要否

要する。

(5) 落札者の決定方法等

上記 3 の入札参加資格を有すると認めた入札参加者のうち、札幌市契約規則 7 条の規定に基づき定めた予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）をした者を落札者とする。

(6) 詳細は入札説明書による。